

商工会かわら版

NO 77 号 令和4年 5 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326
大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★事業復活支援金の 事前確認期限について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業に対して最大50万円～250万円を支給する制度です。

申請の際には商工会等登録機関による事前確認が必要です。当商工会でも申請支援を実施いたしますので支援をご希望の方はお問合せください。

申請期間 令和4年5月31日(火)

※登録機関による事前確認は

5月26日(木)までです。

給付額 個人最大50万円
中小法人最大250万円

★働き方改革推進支援セミナー の開催について

昨年に引き続き、『島根働き方改革推進支援センター』の主催で「働き方改革推進支援セミナー」が下記日程で開催されます。興味のある方は是非ご参加ください。

日時 令和4年6月17日(金)
10時00分～12時00分

場所 美郷町商工会 本所 2階会議室
(邑智郡美郷町粕淵400-7)

内容 労働基準法の基本
36協定と時間外労働上限規制 ほか

問合せ先 美郷町商工会 本所
(TEL) 0855-75-0805

★飲食・商業・サービス業 新事業展開支援事業について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取組の経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的としています。

対象者

飲食・商業・サービス業を現に営む事業者

補助対象経費

設備導入費、設備に関連する備品
施設改修費

公募期間

【第1回】令和4年5月31日(火)まで

【第2回】令和4年6月予定

【第3回】令和4年7月予定

※予算の状況により第2回で終了する
可能性があります

補助率・補助限度額

助成対象経費の1/2以内

※新型コロナウイルス感染症関連融資の
残高がある場合は2/3以内

[補助上限額] 200万円

[補助下限額] 40万円

★労働保険年度更新について

労働保険に加入されている事業所の方は、島根労働局から5月末に申告書が送付されますので**7月11日(月)**までに年度更新の手続きを行ってください。(尚、商工会に委託されておられる事業所で、まだ提出されていない方は早急に提出をお願いします。)

★島根県の経済動向【令和4年1月分】・・・R4.4.27調査

島根県の経済は、生産活動は横ばい圏内の動きとなっている。雇用面と所得面では改善の動きが続いている。個人消費は横ばい圏内の動きとなっているが、一部に弱い動きがみられる。投資動向は一部に弱い動きがみられる。

生産活動	雇用情勢	個人消費	投資動向	企業倒産	金融情勢	物価
横ばい圏内の動き	改善の動き	横ばい圏内の動き、一部に弱い動き	一部に弱い動き	倒産件数 2件	貸出金対前年 3.1%増	対前年比 0.1%上昇